奈良市教育振興基本計画

令和3年3月 奈良市教育委員会事務局

はじめに

本市では、平成10年12月2日に「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録されました。 それを受け、平成14年12月2日に「奈良市教育憲章」を制定いたしました。その教育憲章には、次のように記されています。

「奈良市教育憲章」

奈良は、国際文化観光都市、世界遺産のあるまちです。

平城京の昔から、悠久の歴史を経て、今に受け継がれてきた多くの文化財や伝統に大きな誇りをもち、大切に守り、未来に引き継ぐ責任があります。歴史や文化そして伝統が正しく受け継がれ、さらに新しい文化を創造するには、教育の力が重要です。私たち奈良市民は奈良の教育を考え、未来に羽ばたく子どもたちの心身の健全な発達を支えなければなりません。そのためには家庭・学校・地域の連携が何よりも大切です。

奈良市は、ここに教育憲章を制定して「教育のまち-奈良」をめざします。

本市では、ここに示されているように、学校は家庭や地域と連携し、世界遺産のあるまち「奈良」の特色を生かした教育を行ってきました。また、近年はICTの活用も積極的に行い、臨時休業中には学校や市教育委員会と家庭とを結ぶオンライン授業も行い、在宅の中での学習の保障にも努めてきました。こうしたICTを活用した学びの姿は新型コロナウイルスに備えるためだけのものではなく、アフターコロナと呼ばれるこれからの新しい生活様式の中で、子どもたち一人ひとりの主体的な学びを支えるための教育の形として推進していきたいと考えています。

子どもたちは、先の見えない正解のない社会の中で生きていきます。そのためには、既成の概念を打ち破り、新しい価値観をつくっていく力が求められます。どのような変化にも柔軟に対応し、周りと協働して課題解決を図っていく力も必要です。そうした力を育んでいく新しい教育を実現できるよう、全力で取り組んでまいります。

また、教育委員会では、学校教育に加え公民館等を活用した生涯学習や図書館を中心に した子ども読書活動の推進、文化遺産の保護と継承、保存と活用にも力を注いでおります。 次代を担う子どもたちの育成と生涯学習、そして歴史的な文化遺産の保護と継承をはじめと する文化振興等、本市の魅力ある教育をより発展させ、市民の皆様が豊かな生活を送ること ができるよう、誠心誠意努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

令和3年3月

第 章	計画策定について	
1	計画策定の趣旨	•••••
2	奈良市教育の変遷	2
第2章	教育を取り巻く状況	
I	社会情勢の変化	3
2	本市教育の現状と課題	5
第3章	目指す教育	
I	目標	7
2	目指す子ども像	7
第4章	目指す教育の実現に向けて	
1	重点事項	9
2	基本方針	9
第5章	施策の概要	
I	基本方針と施策の概要	10
2	基本方針と具体的取組 基本方針 l 基本方針 2 基本方針 3	13 14 28 42

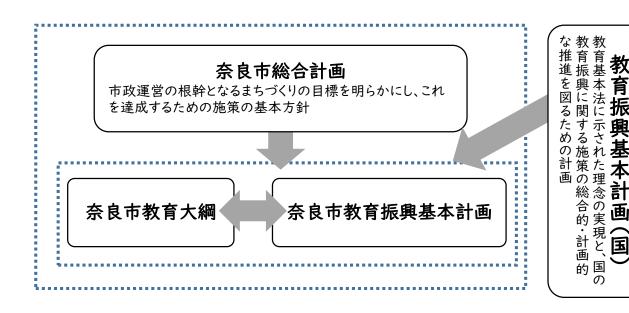
Ⅰ 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置付け

平成18年に改正された教育基本法第17条第1項に基づき、国において平成20年7月に「教育振興基本計画」(平成30年6月には、「第3期教育振興基本計画」)が策定されました。また、同法第17条第2項では、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されていることから、本市では、平成21年5月に「奈良市教育ビジョン」を策定しました。

平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けて策定された、奈良市教育の基本方針と施策の概要を示した「奈良市教育大綱」と整合性を図るため、本市教育委員会では、「奈良市教育ビジョン」を踏襲、発展させた「奈良市教育振興基本計画」(平成28年度~平成32年度(令和2年度))を策定しました。

現行奈良市教育振興基本計画の期間満了に伴い、これまでの取組について検証するとともに、その検証結果や、社会情勢の変化、国や奈良県の計画を参酌しながら、次の5年間における本市教育の方向性を示し教育施策を総合的・計画的に推進するため、第2期奈良市教育振興基本計画を策定しました。



(2)計画期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とします。

2 奈良市教育の変遷

平成14年3月

「奈良市教育改革3つのアクション(提言)」 策定

- 豊かな心とたくましい体を育む教育の推進
- ・確かな学力を育む教育の推進
- 信頼される学校・園づくりの推進

平成 | 4年 | 2月

「奈良市教育憲章」制定

奈良は、国際文化観光都市、世界遺産のあるまちです。

平城京の昔から、悠久の歴史を経て、今に受け継がれてきた多くの文化財や 伝統に大きな誇りをもち、大切に守り、未来に引き継ぐ責任があります。

歴史や文化そして伝統が正しく受け継がれ、さらに新しい文化を創造する には、教育の力が重要です。

私たち奈良市民は奈良の教育を考え、未来に羽ばたく子どもたちの心身の 健全な発達を支えなければなりません。

そのためには家庭・学校・地域の連携が何よりも大切です。

奈良市は、ここに教育憲章を制定して「教育のまち-奈良」をめざします。

家庭は、教育の原点です。親は、人生最大の教師です。

私たちは、家庭を大切にし、子どもに対して責任をもちます。

学校は、学びの場です。子どもたちは、はつらつと学びます。

教職員は、保護者や地域に信頼される学校をつくります。

地域は、かけ橋です。地域は、家庭と学校をつなぎます。

私たち奈良市民は、子どもたちを見守ります。



(平成14年12月2日制定)

平成18年10月

「奈良市教育改革3つのアクション後期計画(中間まとめ)」 策定

- 豊かな心とたくましい体を育む教育の推進
- ・確かな学力を育む教育の推進
- 信頼される学校・園づくりの推進
- ・奈良らしい教育の推進
- ・地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

平成21年5月

「奈良市教育ビジョン」 策定

- ・奈良らしい教育の推進
- 豊かな心とたくましい体を育む教育の推進
- ・確かな学力を育む教育の推進
- ・ 信頼される学校づくりの推進
- ・ 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

平成28年1月

第1期「奈良市教育振興基本計画」 策定 (平成28年度~平成32年度(令和2年度))

「21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」

- 教員を変える「学び続ける教員であるために」
- ・子どもの学びを変える「次世代を見据えた教育の推進」
- ・子どもの学びを支える「学びのセーフティネット」
- ・子どもの学びの場を変える「学習環境の充実」
- ・市民と協働した教育を進める「30万人の市民を先生に」

Ⅰ 社会情勢の変化

(I)情報化の飛躍的な進展等による新しい社会の到来

情報通信技術(ICT)が飛躍的に進展し、社会全体に大きな変化が起こり始めています。例えば、情報通信機器のみならず、あらゆるモノがインターネットにつながる技術(IoT)の発達は、モノやサービスが、必要な人に、必要な時、必要な量だけ提供されることを可能にしています。また、人工知能(AI)は、様々な産業分野における省力化や自動化を進めるとともに、膨大な医療データの分析を通じた健康管理等、人々の生活の質的向上にも寄与します。

技術革新は社会に大きな利益をもたらす一方、扱い方次第では個人情報の流出等弊害も もたらします。社会が大きく変化する時代の中で、その変化を前向きに捉え人間らしい豊かな 人生を送れるよう、創造、実現できる能力を身に付けることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症のリスクが確認されたポストコロナの社会では、「新しい生活様式」の実践が提言される等社会秩序が大きく変化し、コロナ禍で急速に進むデジタル化は、日本の働き方や組織形態にも変革をもたらすことが予想されます。

このような「Society5.0」と呼ばれる未来社会やポストコロナの社会の中で、一人ひとりが豊かな人生を実現することができる教育が求められています。

(2) 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

2015 年(平成27 年)9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標(以下、「SDG s」という。)が全会一致で採択されました。SDGsは17 の目標(ゴール)と169 のターゲットで構成され、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能なものとするために、我が国を含む全ての国連加盟国が2030 年(令和12 年)までに取り組む国際目標です。

また、SDGsは、世界中の「誰ひとり取り残さない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると強調しており、社会に存在するあらゆるバリアを取り除くとともに、国や地域、人種、ジェンダー、障害の有無等、様々な側面における多様性を受け入れることが重視されています。

SDGs実現に向けて、我が国でも、2016年(平成28年)5月に内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部を設置、同年12月にSDGs実施指針を策定し、地方自治体にSDGsへ積極的に取り組むよう求めています。

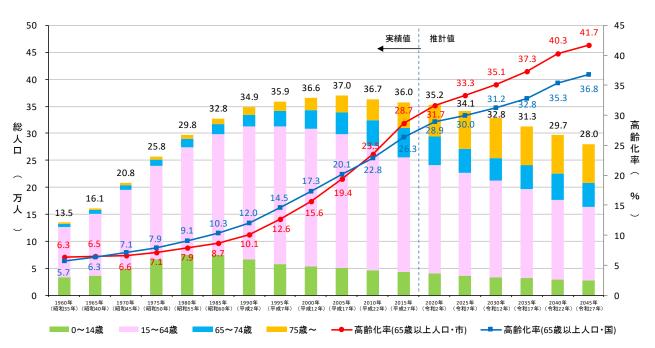
本市の教育においても、SDGsの理念を踏まえ、持続可能な社会の担い手を育む教育を実践し、未来を切り開く人間の育成に取り組みます。

(3) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は2008 年(平成20 年)をピークに減少傾向が続いています。人口減少の背景には出生数の減少があり、合計特殊出生率は、2018 年(平成30 年)で1.42 と、人口維持に必要な水準である2.07 を大きく下回っています。今後も出生数の減少傾向は続き、それに伴い年少人口、生産年齢人口も減少することが予測されています。

本市の人口は、2005年(平成17年)の旧月ヶ瀬村と旧都祁村との合併時をピークに減少に転じ、2040年(令和22年)には30万人を割り込むことが見込まれます。

奈良市総人口の推移



(資料)2015年(平成27年)までは国勢調査、2020年(令和2年)以降は国立社会保障・人口問題研究所による 「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月時点推計・出生中位、死亡中位)」

2 本市教育の現状と課題

教育に関する各種調査・アンケートの結果を基にした、本市教育の現状と課題

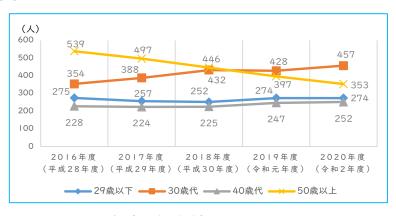
(1)奈良市立小中学校の児童生徒数の推移



本市の人口減少等に伴い、小中学校の 児童生徒数についても年々減少し、今後も 減少が続くことが予測され、過小規模校や 小規模校が増加することが見込まれていま す。

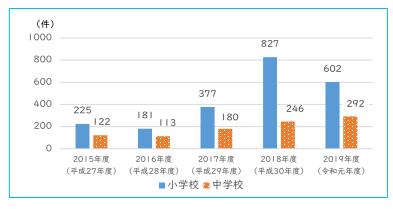
- ※ 2016年度(平成28年度)から2020年度 (令和2年度)までは、学校基本調査を基に作 成した実績値
- ※ 2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までは、2020年度(令和2年度)の住民基本台帳を基にした推計値

(2)奈良市立小中高等学校教諭の年齢構成〈各年度5月1日現在〉



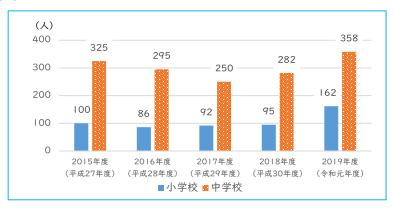
本市の教諭の年齢構成では、50歳以上の教諭の減少が進み、ベテラン教諭の経験や教育技術を若手教諭にスムーズに継承することが課題となっています。

(3)いじめ認知件数(小中学校)



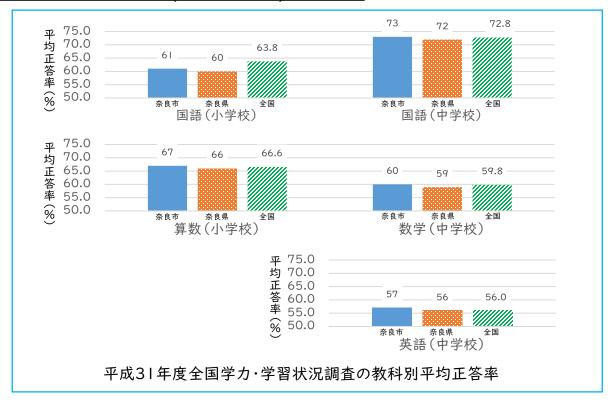
小学校では、社会性が未熟なことから、嫌なことを言ったり、軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりする等のトラブルも多く、こうしたトラブルを初期段階のいじめとして積極的に認知しています。また、全ての小中学校でいじめアンケートを年3回実施し、いじめを積極的に認知し、適切に対応することにより、深刻で重篤ないじめの発生を防ぎ、児童生徒が安心して学べる環境を確保するよう努めています。

(4)不登校児童生徒数(小中学校)



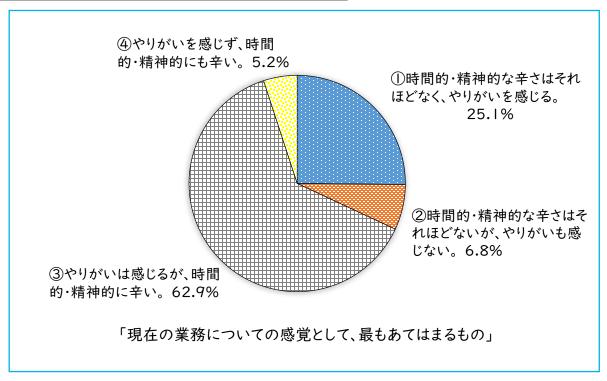
本市の小学校における不登校児童数は 2017年度(平成29年度)から微増傾向 にあります。また、本市の中学校における不 登校生徒数は、減少傾向でしたが、2018 年度(平成30年度)以降増加しています。

(5)全国学力・学習状況調査(対象:小6、中3)の調査結果



平成31年度全国学力・学習状況調査では、本市の平均正答率は小学校国語以外の全教科で全国平均、奈良県平均を上回っています。小学校の国語については、同音異義語の漢字の書き取り、目的や意図に応じて自分の考えの理由を明確にし、まとめて書く問題の正答率の低さ、無解答率の高さが課題として挙げられます。このことを受け、各学校では自校の課題について分析を行うとともに、課題に応じた取組を行っています。

(6)2020年度(令和2年度)奈良市教員アンケート結果



Ⅰ 目標

生涯にわたり学び続け、他者と協働して未来を切り開く人間の育成

急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人ひとりの児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができるようその資質・能力を育成することが求められています。

「Society5.0」の実現に向けて技術革新が急速に進む中、国の第3期教育振興基本計画(平成30年6月策定)では、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展を目指すことが重要とされています。社会の変化を前向きに捉え、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化する力を育むこと、そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくことができる教育が求められています。

また、「人生100年時代」をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学び、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

学校教育は、「知・徳・体」の調和のとれた人間を育成するとともに、生涯学習の理念の実現にも寄与します。学習面では基礎・基本の習得を徹底し、確かな学力の定着を図り、生涯にわたる学習の基盤をつくります。また同世代の仲間との共同生活を通じて、人間性や社会性等豊かな心と体を育成すること、さらには一人ひとりの長所を見いだし、その個性や能力の伸長を図っていきます。

これまで本市では、「奈良市教育ビジョン」、「奈良市教育振興基本計画」において、子どもたちが自分の個性、適性を見いだし、自分自身に自信を持ち、社会の一員として生きていくことができるように育むことが大切であると考えてきました。また、国際社会の一員として、子どもたちが他国の文化に関心を持ち、そして尊重するとともに、奈良の世界遺産や伝統文化に触れ学ぶ機会を通して、自分たちの「まち」奈良に対して誇りと愛着を持ち自分自身のアイデンティティを形成するよう取り組んできました。

これらの取組を継承しながら、急速に変化する新しい時代を生き抜き、持続可能な社会の担い手を育むため、「生涯にわたり学び続け、他者と協働して未来を切り開く人間の育成」を目標に掲げ、本市の教育を推進します。

2 目指す子ども像

国においては、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間を計画期間とする第3期教育振興基本計画を策定し、前計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承するとともに、来る2030年以降の社会を展望して、『一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化する』ための教育の実現を教育政策の重点事項としています。

また、学習指導要領においては、子どもたちが学校で学んだことを社会に出てからも生かせるよう、社会の中で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」、これら3つの資質・能力をバランスよく育むことを目指しています。

これまで本市では、確かな学力と規律あるたくましい子どもを育み、「教育のまち-奈良」の実現のため「奈良市教育ビジョン」を策定し、目指す子ども像を「知・徳・体・夢・誇」で表し、小中一貫教育や世界遺産学習等の奈良らしい教育を推進してきました。

平成28年度には「奈良市教育大綱」及び「奈良市教育振興基本計画」を策定し、その中で、 急速な社会情勢の変化に対応するために、折に触れて奈良市の子どもたちにどのような力を 育むべきか議論を重ねてきました。

その議論をまとめると、次のとおりとなります。

- ・子どもたちに育むべき力とは、未来を切り開き、社会を築く力である
- ・ こうした力の育成はこれまでも目指してきたものであるが、より一層深化、充実させる必要がある
- ・これから迎えようとしている「人生100年時代」では、生涯にわたり主体的に学び続ける 力が必要である
- ・ 一斉指導の中で知識を教え込む学びだけではなく、一人ひとりが納得いくまでとことん追 究する探究的な学びが重要である
- ・グローバル化が進み、多様な文化や考え方がある社会の中では、他者とつながり、協働 することで、新しい価値を創造する力が求められる

こうしたこれからの時代を生きる力を育むためには、確かな学力と豊かな人間性、健康や体力といった知・徳・体をバランスよく育てることがその土台にあります。本市では、これまでも自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心、たくましく生きるための健康や体力も大切にした教育を推進してきました。

これまでの教育を土台に据え、今後、ますます変化していく社会の中で、自分を見失わずに、 多様な価値観を互いに分かり合い、協働して未来を切り開く児童生徒の育成を図るために、積 み重ねてきた議論を踏まえ、「目指す子ども像」を次のように設定します。

みずから学ぶ子

変化が激しく、常に未知の課題に対応することが求められる知識基盤社会の中では、学校を卒業してからも学び続けることが大切です。「みずから学ぶ」とは、身に付けた知識や技能を生かし、自ら学び、自ら考える教育をさらに重視することにより、生涯にわたって主体的に学び続ける力を持った子どもを育てる学びです。

とことん学ぶ子

新しい未来を創造するために、個性を大切にし、既存の枠にとらわれず、創造力を膨らませることができる学びの環境の中で、子どもたちの自由な発想力を磨いていくことが重要です。「とことん学ぶ」とは、興味や関心に応じて教科の枠にとらわれず、納得いくまでとことん追究し、やり遂げる力を育む探究的な学びです。

つながり学ぶ子

正解が一つとは限らない社会の中では、多様な文化、異なる意見の中で議論をし、納得解を導き出し協働することが必要です。「つながり学ぶ」とは、同年齢や異年齢の中で、あるいは地域や社会とつながり学ぶことで、新しい価値を創造し、課題を解決する力を育む学びです。

| 重点事項

(1)授業改善の視点「教えから学びへ」

ICT環境を活用しながら、「個別最適化された学び」や「協働的な学び」を実現し、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、児童生徒の資質能力をバランスよく育む必要があります。また、児童生徒が生涯にわたり学び続けるために、児童生徒の自ら学び自ら考える力を育成するための環境を整えることが必要です。教員には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させることに加え、一人ひとりの主体的な学びを最大限に引き出す役割が求められます。

(2) 豊かな学びを実現する視点「教室と社会をつなぐ」

学校と社会が連携・協働することで、児童生徒に将来を見据えた望ましい勤労観や職業観、社会奉仕の精神を養い、学校卒業後に、社会の中でそれぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を養う学びを実現します。このような学びにより、児童生徒が教室の中での学びが社会とつながっていることを実感し、未来を切り開くために必要な力を育みます。

(3) 教員の資質能力向上の視点「学び続ける教員へ」

社会環境の急速な変化への対応や教育課程、授業方法の改善等、教員は変化を前向きに受け止め、知識や技能を学び続けることが必要です。教員の働き方改革を推進し、教員の学ぶ時間を確保するとともに、新たな教育課題に対応した研修や教員のキャリア段階に応じた効果的な研修体制の整備を行い、教員の資質能力の向上を図ります。

2 基本方針

基本方針 | 学校教育の充実「急速に変化する未来に生きる力を育むために」

- 1) 学力向上の取組の推進
- 2) 奈良らしい教育の推進
- 3) これからの社会を見据えた教育の推進
- 4) 学習環境の充実

<u>基本方針2 教育支援体制の充実 「多様な子どもの学びを支えるために」</u>

- 1)児童生徒への支援体制の強化
- 2) 自他を尊重し、認め合える教育の推進
- 3) 学校、家庭、地域の協働による取組の推進
- 4) 教職員への支援体制の充実

基本方針3 子育て環境の充実「すべての子どもが健やかに育つために」

- 1)子どもの健全育成の推進
- 2) 子どもを見守り育む支援の充実
- 3) 幅広い世代や地域の交流
- 4) 人間性豊かに育つ読書環境の充実

Ⅰ 基本方針と施策の概要

基本方針Ⅰ

学校教育の充実「急速に変化する未来に生きる力を育むために」

確かな学力を身に付けるとともに、奈良の良さを深く理解し、これから訪れる急速に変化する社会に対応する力を育成する教育を推進します。

1) 学力向上の取組の推進

- 従来の学習スタイルに加え、GIGAスクール構想に基づく一人 I 台端末環境を最大限に活用し、個別最適化された学び、協働的な学びを実現します。
- 他者と連携・協働する課題解決型学習等の実践による探究学習の充実や英語教育の充実を図り、自分の人生を主体的に切り開き、グローバル化が進む社会をたくましく生き抜き、社会に貢献できる人材を育成します。
- オンラインを活用した学習支援に関する環境の構築を図り、感染症や災害、不登校等の事情で、学校に登校できない場合にも対応した、学びを実現します。

2) 奈良らしい教育の推進

- 世界遺産学習を通して地域への愛着を育み、子どもたちのアイデンティティの確立を目指します。また、持続可能な社会の担い手として、地域やグローバルな社会で活躍する人材を育成します。
- 教科を融合したArts STEM教育を実践し、総合的な思考力、表現力を身に付けることにより、実社会で起こっている課題を見つけ、解決する力を育みます。

3) これからの社会を見据えた教育の推進

- 就学前教育と小学校教育の連携、小中一貫教育、中高一貫教育による学びや経験、育ちの連続性を通して、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体の育成を図ります。
- 産業構造や就業構造の変化、グローバル化の進展等社会が変化していく中で、子どもたちが主体的に自己の進路を選択し決定できる能力を高め、社会的・職業的に自立できる力を育成します。

4) 学習環境の充実

- 子どもたちが集団の中で切磋琢磨できる教育環境を整えるため、地域の実情を踏まえながら、過小規模校、小規模校を対象に学校規模の適正化を行うとともに、老朽化が進んでいる学校施設について、中長期的にトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら改修を計画的に進めます。
- 教育センターの設備を使用した実験やプログラミング学習等の講座を実施することにより、 学校園の設備では行うことが難しい体験の場を提供し、探究心や想像力を育成します。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、子どもたちの健やかな体を育成するため、地元産食材を積極的に活用した給食を提供します。

基本方針2

教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

学校、家庭、地域の連携を推進し、また、教員が児童生徒と向き合うことができる環境を整えることにより、多様な子どもたち一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

1)児童生徒への支援体制の強化

- 子どもたち一人ひとりに応じた支援を行うため、教育、福祉、医療等の関係機関が連携したインクルーシブ教育システムの構築を推進するとともに、学校、家庭、地域の連携を図り、不登校やいじめ問題等の諸問題に対して切れ目ない支援を行うことにより、子どもたちが安心して生活できるよう取り組みます。
- ICTを活用した学習や民間等との連携により、不登校児童生徒や、外国にルーツを持つ子ども等、多様な子どもたちの社会的自立を支援します。

2) 自他を尊重し、認め合える教育の推進

- インターネット上での誹謗中傷、差別的な書き込みや、性的マイノリティを取り巻く社会環境等の新たな人権課題に取り組み、一人ひとりが互いに認め合い、お互いに人権を尊重し合うことのできる差別のない寛容な社会を目指します。
- 人権に関する今日的課題についての研修や実践交流を行うことにより、教員の人権意識 や実践的な指導力を養い、児童生徒に対する人権教育の推進を図ります。

3) 学校、家庭、地域の協働による取組の推進

- 学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域ぐるみで子どもたちの学びを支え、社会性を育み、健全な成長を支える家庭教育の支援を行います。
- 学校、家庭、地域が連携する取組を更に推進するため、地域学校協働活動と学校運営協議会制度を一体的に推進し、子どもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域で子どもを育てる力の再生と地域コミュニティの活性化を図ります。

4) 教職員への支援体制の充実

- 教員が子どもたちと向き合い、学習指導に集中できるよう、スクールカウンセラー等の専門のスタッフや外部人材を活用することにより、学校の運営体制を強化し「チームとしての学校」として、多様化する教育課題に対応します。
- 効果的にICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実践する必要があることから、 教科教育等の資質能力向上を目的とした従来型の研修を実施するとともに、WEBを活用 した研修等、教員一人ひとりが自ら研鑽を積むことができる研修の充実を図ります。

基本方針3

子育て環境の充実「すべての子どもが健やかに育つために」

子どもたちが人間性豊かに育ち、安全・安心な学校生活を送るとともに、生涯にわたり自律的に学び続けることができる環境整備を推進します。

1)子どもの健全育成の推進

- 市内全小学校区で展開しているバンビーホームにおいて、保護者が昼間家庭にいない小学生に対して遊びや生活の場を提供するとともに、支援員の専門性や資質の向上を図り、安定した保育の提供と保育の質の向上に取り組み、児童の健全な育成を図ります。
- 放課後等に学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、学校、 家庭、地域の三者が連携・協働し、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育ま れる環境づくりに取り組みます。

2) 子どもを見守り育む支援の充実

- 子どもたちが安全で安心して通学できるよう、通学路の危険箇所の把握を行うとともに、 対策が必要な箇所については、関係機関と連携しながら改善を行います。
- 子どもの安全を守るため、ICTを活用した防犯の仕組みを構築するとともに、学校、関係機関、地域等が連携し、安全確保に取り組みます。

3) 幅広い世代や地域の交流

• 若者から高齢者まで幅広い世代が共に学ぶことができる環境を提供し、学びの成果が活力ある地域づくりにつながる生涯学習活動を推進します。

4) 人間性豊かに育つ読書環境の充実

- 多様化する情報や変化するニーズに対応するため、幅広い資料を収集するとともに、電子 書籍を導入する等、市立図書館の充実を図ります。
- 子どもたちが本に親しむことができる環境を整えるため、市立図書館と学校が連携し、学校図書館の活性化に取り組みます。

2 基本方針と具体的取組

		学力向上の	重点	重点	重点	ICTを活用した学び	学校教育課	
	「 刍	取組の推進	重点項目①	重点項目②	重点項目③	探究学習	教育政策課 学校教育課 一条高等学校	
	基本方針ー学校教育の充実		U	(2	3)	英語教育	学校教育課 教職員課	
		奈良らしい 教育の推進	重点項目①	重点	重点	世界遺産学習	学校教育課	
	する			重点項目②	項目	Arts STEM教育	教育政策課 学校教育課 一条高等学校	
基	学未収		U	(グローバルな社会で活躍する人材の育成	地域教育課	
基本方針	教术に対	344.30	重点項目①	重	重	キャリア教育	地域教育課 学校教育課	
針 I	学校教育の充実	これからの 社会を見据えた		重点項目②	重点項目	こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携	保育総務課 学校教育課	
	実力を	教育の推進			3	小中一貫教育、中高一貫教育	学校教育課 教育政策課 一条高等学校	
	育れ			H		体力の向上と健康教育	学校教育課 保健給食課	
	しため		重	重	重	学校施設の長寿命化	教育施設課	
	(C	学習環境の 充実	重点項目①	重点項目②	点項日	学校規模適正化	教育政策課	
		,2,1	1	2	3	センター学習	教育支援·相談課	
						学校給食	保健給食課	
						インクルーシブ教育システム	教育支援·相談課 教育施設課	
				重点項目②		いじめ対策・生徒指導	いじめ防止生徒指導課 学校教育課	
		旧产生往。の	重		重	不登校児童生徒への支援	教育支援·相談課	
	ָּדָ	児童生徒への 支援体制の 強化	点項目①		点項目	虐待の早期発見	いじめ防止生徒指導課	
	多 様	<i>3</i> 410			2 3	「心のケア」等の支援体制	教育支援·相談課	
	な子が					外国にルーツを持つ児童生徒への教育	学校教育課	
基	育支を					就学援助	教育総務課	
本方針2	基本方針2 教育支援体制の充実 を支える	自他を尊重し、 認め合える 教育の推進	重点項目①	重点項目②	点	人権教育	学校教育課	
		学校、家庭、	重点項目①	重点	重点点	家庭教育支援	地域教育課	
	ため	地域の協働に よる取組の推進		項目②		地域コミュニティ	地域教育課	
	めに					学校の経営、運営体制への効果的な支援	教職員課 学校教育課 いじめ防止生徒指導課 教育支援・相談課	
		教職員への	重点		重点	教員の研鑽	教育支援·相談課	
		支援体制の 充実	里点項目①		重点項目③	校務におけるICT環境	学校教育課	
				(1)	2	3	大学との連携	学校教育課
	т Т	子どもの健全	重点項目①	重点证	重点值	バンビーホーム	地域教育課	
	,べてのっ	育成の推進		重点項目②	目 ③	放課後子ども教室	地域教育課	
基本	基本方針3子育で環境の充実となが健やかに育つために」	子どもを見守り		重点項	重点項	通学路の安全対策	教育総務課	
方針。		育む支援の充実	目	2		安全・安心な環境づくり	いじめ防止生徒指導課	
3		幅広い世代や地 域の交流	重点項目①云			公民館の活用	地域教育課	
		人間性豊かに 育つ読書環境の 充実	重点項目①	重点項目②	重点項目③	図書館の充実	中央図書館 教育総務課	

1. 学力向上の取組の推進

項目	ICT を活用した学び
	Society5.0 時代では、ICT の活用が日常になるとされ、学校において
	も、タブレット端末等の ICT 機器は、ノートや鉛筆と同様に、日常的な活用
	が求められています。
	GIGA スクール構想では、一人 台端末環境を最大限に活用すること
1日イナ トラ出 日足	で、多様な子どもたちに公正に個別最適化された学びを提供し、情報活用
現状と課題	能力をはじめとする学習の基盤となる資質・能力を確実に育成することが
	求められています。
	本市では一人 台端末の整備が完了しましたが、令和7年にリース満
	了、令和8年にはセキュリティアップデートが終了することから、持続可能な
	次期環境の整備方針の決定とその実現が課題です。
	一人 台端末環境の実現により、従来は成し得ることができなかった個別
	学習や協働学習の効率化を進めることができるようになります。一律、一斉
	が基本であった従来の学習スタイルに、ICT を活用した学びを加えて組み
	A L 1.7 - N. 1.1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1

施策について

合わせることにより、教育の質の向上を図ります。 個別学習においては、従来の学びならの活用に加えて、デジタル教材等を 活用することで、子どもたちの個々の状況やニーズに応じた学習の充実を 図ります。不登校児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指 導が必要な児童生徒等においても、適切な教材等を活用することで、それ

ぞれの教育的ニーズに合わせた支援を行います。

協働学習においては、考えのリアルタイムでの共有や双方向の意見交換を行う等の場面で ICT を有効に活用します。また、時間や場所、学年にとらわれない学習が可能となり、多様な他者や社会とつながる探究的・協働的な学びの充実を促進させます。

また、デジタル教材・教科書や、教育及び校務データの活用に向けたプラットフォームの導入・運用を図るとともに、次期環境の整備方針の決定と方針に基づいた環境整備を推進し、感染症や災害、不登校等の事情で、登校できない場合の学びの保障にも対応したオンラインを活用した学習支援の充実を図ります。

実施事業	担当課	教育情報化推進事業	学校教育課
夫 꼔争果	担ヨ硃	GIGA スクール構想実現事業	子仪钗目述

1. 学力向上の取組の推進

項目	1	探究学習		
		子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の担い手と	して主体的に社会と	
		関わるためには、自ら問いを立て、その解決を目指して	「いく力や、多様な他	
現状と	細目音	者と協働しながら新たな価値を創造する力の育成が必	:要です。	
班扒∠ⅰ	录起	そのためには、児童生徒の知的好奇心を刺激するこ	とにより学ぶ意欲を	
		高め、知識や技能を習得し体験的に理解させることで	、自ら学び考えるカ	
		を高めるための教育を推進する必要があります。		
		各教科等において、基礎的・基本的な知識及び技能	を習得しながら、知	
		識を相互に関連付けてより深く理解し思考する学習を行	行い、その過程で、	
		事象を多様な角度から捉えて課題を探究するための見	方や考え方の育成	
		を図ります。		
		小中学校の総合なら(総合的な学習の時間)や高等	学校の総合的な探	
		究の時間において探究学習を行います。ここでは、教科	横断的・融合的な	
		学びや体験活動の中で、課題を発見し解決する能力、	論理的思考力、情報	
		活用能力、コミュニケーション能力等の育成を図ります。		
施策につ	ついて	各教科等で身に付けた知識や技能を活用し、また各	教科等の見方や考	
		え方を働かせ、事象を多様な角度から捉えて解決に向	かう探究学習を行う	
		ことにより、児童生徒が身に付けた知識や技能が社会で	で活用できる力とし	
		て定着し、更なる学習活動への意欲へとつなげていきま	きす。	
		そのために、教員が児童生徒の学びを創出するための存在として「教		
		え」から「学び」への授業改善を更に進めるとともに、PBL (課題解決型学		
		習)等の実践を通じて探究学習の充実を図ります。そして、学校での学びを		
		社会や人生に生かし、未知の状況にも主体的に対応て	ぎる力を身に付け	
		た児童生徒を育成します。		
	Γ		+1 -+1 -h \-	
	שוביו ויום		教育政策課	
美雁事業	□担当課	探究学習推進事業	学校教育課	

			教育政策課
実施事業	担当課	探究学習推進事業	学校教育課
			一条高等学校

1. 学力向上の取組の推進

施策について

項目	英語教育
	グローバル化が進み、多様な文化や考え方がある社会の中では、他者と
	つながり、協働することで、新しい価値を創造する力が求められます。そのよ
	うな社会において、英語を知識としてだけでなく、コミュニケーションツール
	として活用する力が求められ、これまでの取組と実践に加え、言語活動を重
	視しながら、英語教育を一層充実させる必要があります。
1日 177 7~3田 日本	本市では、奈良から世界に発信できるコミュニケーション能力を児童生
現状と課題	徒に育成することを目的として、平成 27 年度より小学校 年生から外国語
	科として英語教育を実施し、中学校3年生までの9年間連続した学びを推
	進しています。また、令和2年度から新たに教科化された小学校での英語
	指導を中心に、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を更に育成
	するためには、教員の指導力や英語力向上のための支援を強化する必要
	があります。
	英語教授法について豊富な知識や経験を持った専門性の高いネイティ
	ブ人材を AEE(英語教育アドバイザー)として活用し、教員の指導力向上を

英語教授法について豊富な知識や経験を持った専門性の高いネイティブ人材を AEE(英語教育アドバイザー)として活用し、教員の指導力向上を図ります。また、英語教育を推進する中心的な役割を担う中核英語教員研修事業等により、英語教育の一層の充実を図ります。

小学校では、英語の堪能な地域の方と教員がティーム・ティーチングで 授業を行う英語アシスタント派遣事業を進めていきます。また、県の加配を 利用し、英語専科教員の配置の充実を図ります。

中学校では、学んだ英語を使ったコミュニケーションを実践する場として、 外国人講師とインターネットを通じて英語で会話をするオンライン英会話事業を更に推進していきます。

これらの事業により、英語を使用する目的や場面、状況に応じた即興的なやり取りをする機会を通して、言語活動を一層充実させることで、奈良で学んだことや自分の意見や考えを英語で臆せず表現することができる児童生徒を育成します。

実施事業	扣水鍋	英語教育推進事業	学校教育課
大心于未	担当蛛	光	教職員課

2. 奈良らしい教育の推進

項目	世界遺産学習
	本市では、平成 10 年に「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録された
	ことをきっかけに、世界遺産学習を開始しました。それ以来、特色ある教育の
	柱として世界遺産学習を位置づけ、現在では、関係団体や企業等とも連携
	し魅力ある学習を進めています。
	現在世界には、自然環境の破壊や汚染、多発する紛争や格差の拡大等、
	地球規模で協力し解決しなければならない多くの課題があります。より良い
現状と課題	未来をつくるために国連総会で採択された持続可能な開発目標(SDGs)
	を実現するため、主体的に考え行動する子どもを育成することが求められて
	います。
	本市においても、世界遺産をはじめとする文化財や伝統文化、自然環境
	等について学ぶことを通して、地域に対する誇りや地域を大切に思う心情を
	育み、持続可能な地域や社会の担い手となる子どもを育成する教育が求め
	られています。
	世界遺産学習では、子どもたちが自らのアイデンティティを確立し、持続
	可能な社会の担い手として、地域やグローバルな社会で活躍することがで
	きるよう、今後も、地域の文化財や伝統文化、自然環境等について学び、そ
	れらを守り受け継いできた人々の思いや営みに触れることを大切にしていき

施策について	また、ICT を活用し、学習したことや自らの考えをまとめ発表する力や、他
	の地域や海外に住む子どもたちとのオンライン交流を通して、考えたことを
	行動に移す力等の育成を図ります。
	今後も、地域について深く学ぶことを通して、教科、領域を横断した知識や
	技能を融合し、自ら課題を見つけ論理的思考により解決することができる子
	どもを育成し、SDGs の実現に取り組んでいきます。

ます。

実施事業	担当課	世界遺産学習推進事業	学校教育課	
------	-----	------------	-------	--

2. 奈良らしい教育の推進

項目	Arts STEM 教育
	社会の課題は様々な要因が複雑に関連していることから、各教科、領域を
	横断した知識や考えを統合的に働かせて創造的に解決していく必要があ
	ります。
現状と課題	課題を創造的に解決するためには、科学技術や自然科学等のSTEMの
	分野に加えて、人文科学や社会科学等の Liberal Arts の考えに基づいた
	自由な考えや発想を融合した教科を横断した考える力を育成する教育が
	求められます。

各教科の学習において、他教科とのつながりをもたせ、文系、理系の枠を 越えた知識や、各教科の学習への興味や関心を高めます。 また、各教科での学習を社会での課題解決に生かしていくための学習 を、小中学校の総合なら(総合的な学習の時間)や高等学校の総合的な 探究の時間等で展開し、教科を横断した考える力を育成します。 各教科、領域において習得した基礎・基本、知識や考え方を統合的に活 用し、社会とのつながりを学ぶ学習を進め、身の回りや社会の中の課題を 施策について 発見し解決していきます。 また、各教科、領域を越えた学びを進めるために、科学技術や自然科学 等の分野のSTEMに加えて、人文科学や社会科学に関わるLiberal Arts の観点を融合した思考力や表現力を身に付け、課題を見つけ、創造的に解 決していくことができる力を育成します。 高等学校においては、教科を融合した授業の構築を目指し、複数教科の 教員が連携を取りながら、融合できる分野や題材をアーカイブ化していき、 それぞれの教科や科目の授業展開に取り入れていきます。

			教育政策課
実施事業	担当課	Arts STEM 教育推進事業	学校教育課
			一条高等学校

Arts STEM

普遍的な論理的思考や基盤となる学力 (Liberal Arts)を養い、Arts(文系)の「発散思考」から STEM (Science、Technology、Engineering、Mathematics)の「収束思考」に跨がる、文理統合型の「考える力」を獲得する学びのこと

2. 奈良らしい教育の推進

項目	グローバルな社会で活躍する人材の育成
	グローバル化が進む社会においては、多様な文化や考え方を互いに理
	解し、自分を見失うことなく、他者と協働して新しい価値観を創造し課題を
	解決する力を育成する必要があります。
	本市では、「トビタテ!留学 JAPAN〜地域人材コース〜」として、平成 27
1日 イア / 一日日	年度から令和元年度までに、大学生 23 名の留学支援を実施しています。
現状と課題	留学経験等を通じて、多様な文化や価値観、異文化理解力を習得するこ
	と、さらには、そうした経験を持って実際のビジネス課題や社会問題に向き
	合うことで、リーダーシップ、課題を発見し解決する能力、コミュニケーション
	能力等の向上につなげ、グローバルな社会で活躍する人材を育成すること
	が必要となっています。
	グローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、地域の発展に貢
	+N L

グローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、地域の発展に貢献する人材を育てることを目的とし、産学官が協働してグローカルに活躍する人材を育成する環境を整備し、大学生の留学を支援します。また、支援を行った大学生は、海外での異文化体験や実践活動を通じて得た経験を、在籍する大学や、出身小・中・高等学校に出向き、留学において感じた語学を学ぶことにとどまらない様々な留学の魅力を後進に伝える活動に取り組みます。この活動が、子どもたちが留学という新たな進路の選択肢を考える機会となり、多くの子どもたちが留学に興味を持つことにより、海外留学への気運の醸成につなげていきます。

今後もこの活動を継続し、対象者を若年層に拡大する等、新たな事業展開も検討しながら、小学生、中学生、高校生のキャリア形成につながる取組を推進します。

実施事業	担当課	トビタテ!留学 JAPAN 事業	地域教育課

3. これからの社会を見据えた教育の推進

項目	キャリア教育
	産業構造や就業構造の変化、グローバル化が進む中、子どもたちの進
	路をめぐる状況は大きく変化していることから、児童生徒一人ひとりが主体
	的に自己の進路を選択し決定できる能力を高め、社会的・職業的自立を
	促すキャリア教育が求められています。
現状と課題	また、学習指導要領の特別活動においては、「学校、家庭及び地域にお
	ける学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習
	や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」と
	されています。そのため本市では、児童生徒の活動を記録し蓄積する「キャ
	リア・パスポート」を令和2年度から、全市立学校において導入しています。
	本市では、平成 24 年度から教育目標にキャリア教育を位置付け、こど
	も園・幼稚園・保育園から高等学校までつながりを意識したキャリア教育を
	推進してきました。
	市独自で作成している「奈良市キャリア教育の手引き」に基づき、学識経
	験者やキャリア教育コーディネーターの支援を受け、更なる推進を図ってい

施策について

きます。

今後も、本市が進める小中一貫教育や世界遺産学習等の教育活動と関連付け、校種間の連続性を保ちながらキャリア教育の推進を図り、「キャリア・パスポート」についても児童生徒の自己実現につながる効果的な活用を進めます。

さらに、学校が地域教育協議会や地元企業との地域学校連携を進めることにより、子どもたちが職場体験や地域行事等に参加することに加え、ICT を活用し、遠方の企業や大学ともオンラインでつながる等、多くの大人と関わる体験を通して、望ましい勤労観や職業観を育むとともに、将来の生き方や自分の進路を考える機会を創出していきます。

中长声坐	扣水油	キャリア教育推進事業	地域教育課		
天心争未	担当缺	イヤリノ教育推進事業		学校教育課	

3. これからの社会を見据えた教育の推進

項目	こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携	
	乳幼児期の経験は生涯発達の礎として重要なものであり、その後の学校	
	教育及び大人になってからの活動の基盤としてつながっていくものである	
	ことから、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが一層求めら	
現状と課題	れています。	
	本市では、子どもたちが主体的に自己を発揮しながら学びに向かうこと	
	が可能となるよう、こども園等の就学前教育施設と小学校が情報共有を行	
	い、工夫した指導を行っています。	

	市内公立園では、平成 27 年度より活用している「奈良市立こども園カ
	リキュラム」に基づき、子どもたち一人ひとりの豊かな育ちを支え、小学校教
	育の学びにつながる質の高い教育・保育の充実を図っています。
	また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進めるため、小学校の教
	職員と就学前教育施設の教職員が互いに参観する機会を設けます。さら
サダについて	に、意見交換や合同研修の機会を設けることにより、それぞれで実施してい
施策について	る教育活動を共有し、子どもたちの発達を意識しながら、子どもの成長段
	階に応じた指導を行います。
	今後も、遊びや生活を通して総合的に学ぶ幼児期の教育課程と、各教
	科等の学習内容を系統的に学ぶ児童期の教育課程とを円滑に接続し、経
	験や育ちの連続性を保ちながら、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性
	を育成する教育を進めていきます。

++++ + ++	to 사용	っ. 从 .伊.小.本.推.本.世	保育総務課
夫 他争果	担当課	こ幼保小連携事業	学校教育課

3. これからの社会を見据えた教育の推進

項目	小中一貫教育、中高一貫教育
	本市では、平成 27 年度から全市立小中学校において小中一貫教育を
	実施し、「地域との連携」「小中学校の教職員の協働」「奈良らしい特色あ
	る教育」「キャリア教育」を4つの柱として、9年間の連続した学びの中で、
	確かな学力と豊かな人間性を育む教育を行っています。
	小中一貫教育においては、小中学校双方の教職員が義務教育9年間の
1月 177 / 5出 日足	全体像を把握し、学習指導や生徒指導において互いに協力しながら系統
現状と課題	性・連続性に配慮した教育に取り組むことが求められています。
	また、これからの社会では生涯にわたり主体的に学び続け、幅広く活躍
	できる人材の育成が求められています。そのため、従来の中学校の制度に
	加えて、特色ある6年間の系統的なカリキュラムに基づく中高一貫教育を
	実施することで、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育の実現が求
	められています。
	本市の小中一貫教育をより充実させるために、中学校区ごとに 15 歳の

本市の小中一貫教育をより充実させるために、中学校区ごとに 15 歳の目指す子ども像を具体的に描いた教育ビジョンを作成し、児童生徒の発達と学びの連続性を踏まえた教育を行います。教職員が教育ビジョンを踏まえ、ICT を活用しながら合同研修や教科部会等を定期的に開催することにより、児童生徒への理解を深め、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を実践し、目指す子ども像の実現を図ります。

施策について

また、本市初の併設型中高一貫教育校として、令和4年4月に一条高等学校附属中学校が開校します。中高6年間の系統的な学びを実現し、子どもたちに新たな教育環境の提供を図るとともに、本市の教育の活性化にも取り組みます。

中高一貫教育では、特色あるカリキュラムを展開し、企業や大学と連携を図りながら、体験的・探究的な学びに取り組みます。また、外国語教育も推進し、社会で幅広く活躍できる力を育成します。さらに、中学生と高校生が交流する教育活動の充実を図り、人間性や社会性を育む学びを実現します。

実施事業	当課 小中一貫教育推進事業 教育 中島一貫教育推進事業 教育	教育課 攺策課 高等学校
------	-----------------------------------	--------------------

3. これからの社会を見据えた教育の推進

項目	体力の向上と健康教育
	生活の利便化や食生活を含む生活様式の変化により、日常生活におい
	て身体を動かす機会の減少や偏食・欠食等、子どもたちを取り巻く環境は、
現状と課題	体力や健康に様々な影響を与えています。
が外で味趣	人生 100 年時代において、生涯にわたって主体的に心身の健康を保持
	増進するための資質・能力を育成することができるよう、学校における体育
	活動や健康教育を推進する必要があります。
L	

	体力は人間の活動の源であり、健康に関する身体面のほか意欲や気力
	といった精神面の充実にも大きく関わっていることから、学校での教育活動
	において、体力の向上や健康の増進、食育の充実を図ります。
	また、学校体育活動を推進するために必要な備品等の整備を継続実施
	することで、子どもたちが日頃から安全に運動できる機会や場所を確保し、
	適切な学校体育活動の推進を図ります。
	部活動については、部活動指導員候補者バンク登録制度により、専門的
施策について	な指導を可能とする人材の確保に努めています。この制度を活用しながら、
	各校の部活動の内容を充実させるとともに、運動部活動においては体力の
	向上も図ります。
	さらに、子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、様々な経験
	を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活
	を実現することが大切です。そのため、栄養教諭による各校への訪問指導
	を行う等、知育・徳育・体育の基礎となる「食育」を推進し、豊かな心や健や
	かな体の育成を進めていきます。

実施事業	担当課	学校教育活動支援事業	学校教育課
		学校体育推進事業	"
		体育クラブ活動推進事業	"
		学校給食事務事業	保健給食課

4. 学習環境の充実

項目	学校施設の長寿命化			
	本市の学校施設は建築後 30 年以上経過した施設が全体の8割以上を			
	占め、老朽化が進んでいる状況です。			
19 小 / 海 個	それらの施設が一斉に更新時期を迎えていることから、今後改修等の費			
現状と課題	用の増大が見込まれます。			
	そのため、中長期的にトータルコストの縮減や予算の平準化を図りなが			
	ら、学校施設の改修を計画的に進める必要があります。			
	長寿命化改修とは、老朽化した建物について物理的な不具合を直し建物			
	の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められ			
	ている水準まで引き上げる改修を行うことです。			
	これにより、建物を将来にわたり長く使い続けることができるとともに、建			
	替えと比較し工事費が大幅に削減できるため、費用対効果は非常に大きく			
サケニー・フ	なります。			
施策について	今後の学校施設改修においては、安全・安心に子どもたちが過ごせるよう			
	学習環境やトイレ等の生活環境を整えるとともに、多様な子どもたちが利用			
	しやすいような施設整備を行い、施設の長寿命化を図ります。			
	また、従来のような、施設に不具合があった際に保全を行う「事後保全」			
	型の管理から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止			
	する「予防保全」型への管理へと転換を図っていきます。			

実施事業

4. 学習環境の充実

学校規模適正化
全国的に少子化が進む中で、本市においても小学校の児童数は昭和 57
年の 32,462 人をピークに令和2年には 15,342 人と半数以下に減少し
ています。また、中学校の生徒数も昭和 62 年の 16,198 人をピークに、令
和2年には 7,371 人と半数以下に減少し、こうした傾向は今後も続くもの
と想定されます。
しかし、児童生徒数の減少に対して、本市の小中学校数はあまり変化が
なく、多くの小中学校が小規模化している現状があります。このことから、児
童生徒が集団の中で切磋琢磨できる教育環境を整えるために学校の規
模や配置の適正化が必要となっています。

本市では、平成 20 年1月に策定した「奈良市学校規模適正化実施方針」に基づき、中学校区別実施計画を「前期」、「中期」、「後期」の3期に分けて適正化を実施しています。前期(平成 19~22 年度)と中期(平成 23~25 年度)では、主に過小規模校及び早期に適正化が必要な小規模校から優先して適正化を進めてきました。 後期計画において統合再編の対象となっている平城西中学校区については、令和4年4月開校に向け教育内容の研究等の準備を進めます。また、若草中学校区については、早期に子どもたちの教育環境をより良いものとする必要があるため、後期計画を延長し、学校規模適正化に向けて引き続き取組を進めていきます。 コロナ禍の中で政府において学級集団の在り方を見直す協議が行われたことから、適正な学校規模について、国の動向を注視するとともに地域の実情を勘案しながら、子どもたちが効果的な教育が受けられるよう、より良い教育環境の整備を図ります。

実施事業	担当課	学校規模適正化推進事業	教育政策課
------	-----	-------------	-------

4. 学習環境の充実

施策について

項目	センター学習
	本市では、近隣にプラネタリウム等科学を体験的に学ぶ施設がないこと
	から、市内の子どもたちが科学に直接触れ、学ぶことができるようにするこ
	とを目的としてセンター学習が始まりました。
	現在は、科学実験や天文教室、ものづくり体験やプログラミング教室の講
	座を通して、科学の不思議や宇宙の神秘、モノづくりの楽しさに出会い、探
現状と課題	究心や想像力の育成に取り組んでいます。また、近年は奈良の伝統文化に
	触れて学ぶ活動も行い、郷土を愛する心情を育む講座にも力を入れ、平日

ら「満足した」との声を得ています。

また、学習指導要領にプログラミング教育が新たに示されたことから、プログラミング的思考を取り入れた内容の充実が求められています。

は学校園を対象に、休日は親子向けに実施して、アンケートでも多くの方か

観察・実験やプラネタリウムを通して幼少期から自然に慣れ親しみ科学的なものの見方や考え方を育成し、また、ものづくり工作を通して奈良の世界遺産や伝統文化に対する興味や関心を高めることができるよう講座内容の充実に取り組んでいきます。

特に、プログラミング的思考の育成については、ICT やロボットを効果的に活用し、試行錯誤を繰り返しながら目的を達成する課題解決型の学びの充実を図ります。また、体験的な学びにも重点を置き、高校、大学、民間とも連携しながら、より専門的・探究的な講座を充実させます。こうした講座を通して、様々な課題に対し、みずから学び、とことん学ぶ子どもの育成を図ります。

学校園向けに行っている教育センターでの学習に加え、学校では行うことが困難な観察や実験等については、専門スタッフが学校を訪問し、体験的な出前講座を実施することにより、教育内容の充実を図り子どもたちの科学的好奇心を育んでいきます。

実施事業	担当課	教育センター学習事業	教育支援·相談課
------	-----	------------	----------

4. 学習環境の充実

項目	学校給食
	平成 17 年に食育基本法が制定され、翌年策定された食育推進基本計
	画を受け、本市では子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣
	を身に付けることができるよう推進してきました。
	本市では平成 25 年度から中学校給食導入を開始し、平成 29 年度に
	は市内全小中学校で学校給食を実施しています。
プロイン 7~7回 日本	(奈良市立小学校 43 校、奈良市立中学校 21 校 給食提供数 24,496
現状と課題	人 令和2年5月1日現在)
	近年、偏った栄養摂取、朝食欠食等食生活の乱れや肥満、痩身傾向等、
	子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。
	平成 28 年度奈良県実施の「県民健康・食生活実態調査」(調査対象:
	小学 年生・小学5年生)の結果から、食塩摂取量が多く、野菜摂取量が
	少ないことが課題となっています。

小学校から中学校まで継続した学校給食を行うことは、子どもたちの心 身の健全な発達に資するのみならず、食育指導の一つとしても重要です。

平成 30 年度に策定された第3次奈良市食育推進計画では学校給食 I 食当たりの食塩摂取量及び野菜の摂取量について目標値を定めて、取組を推進しています。食育の一層の定着を図るため、毎年テーマを設定し、毎月 19 日前後に「食育の日」を設け、引き続き食育活動に取り組んでいきます。

施策について

また、奈良市産白米や奈良の地場産物、郷土料理を積極的に給食に取り入れ、子どもたちが身近な地域の食文化や産業に関心を持ち、奈良に対する誇りと愛着を育む「古都ならの日」を毎月1回実施していきます。

学校と家庭が、共に子どもの健康づくりを含めた食育を行うことは不可欠であり、特に食塩摂取量については家庭でも美味しく適塩できるよう、給食を通じて減塩の工夫を紹介し、啓発を行っていきます。

子どもたち自身が正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、継続した食育指導を推進していきます。

中长声类	担当課	学校給食事務事業	促使处今细
実施事業		給食食材調達事業	保健給食課

1.児童生徒への支援体制の強化

施策について

項目	インクルーシブ教育システム	
	平成 28 年度から令和2年度の5年間で市立小中学校の特別支援学級	
	在籍児童生徒数は約 1.6 倍となっており、特別支援教育に関わる取組の一	
	層の充実が必要となっています。	
	また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数も増加し	
1日177 ~ 3田 日足	ていることから、通常学級での一人ひとりの状況に応じた支援や、個別の指	
現状と課題	導を受けることができる通級指導教室の充実が求められています。	
	なお、本市では、令和2年4月現在、他校の児童生徒を受け入れるセンタ	
	ー型の通級指導教室として、難聴教室をI校、言語障害教室を3校、LD 等	
	発達障害教室を3校に設置し、自校通級指導教室として、LD 等発達障害教	
	室を4校に設置しています。	

インクルーシブ教育システムは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ 仕組みであり、本市では、教育の基盤であると考え、全ての学校で実践して います。

インクルーシブ教育を全ての教員が推進していくことができるよう、校内 OJT やオンラインを活用した職員研修を通して、特別支援教育の基礎的知 識を備え、個に応じた適切な指導や支援ができる教員の育成を進めていき ます。さらに、特別支援学級や通級指導を担当する教員の専門性を高める ため、養護学校等と連携した研修を実施します。また、特別な支援を必要と する児童生徒が継続した支援を受けられるように、県とも連携しながら、通 級指導教室を増設し、特別支援教育全体の充実を図ります。

施設面においては、特別な支援を必要とする児童生徒が快適に安心して 学校生活を過ごせるように、多様なニーズに対応できる多目的トイレの整備 を進めていきます。

また、保健所や子ども発達センターを含む関係機関とも連携を深め、幼児期から一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、切れ目ない支援ができるよう努めていきます。

実施事業	担当課	特別支援教育推進事業	教育支援·相談課
	担ヨ硃	トイレ改修事業	教育施設課

1. 児童生徒への支援体制の強化

項目	いじめ対策・生徒指導
	本市では、全市立学校において、いじめ対応を中心的に担ういじめ対応
	教員を定め、いじめの未然防止や早期発見、迅速で丁寧な対応に努めて
	きました。また、令和2年度から、学校支援コーディネーターが定期的に全て
	の市立学校を訪問し、いじめ問題をはじめとする様々な問題行動に対する
	学校の対応について、きめ細かな状況把握を行い、解決に至るまで支援を
現状と課題	行っています。
	GIGA スクール構想により全ての児童生徒がタブレットを使用することか
	ら、各校においてインターネットや SNS の危険性等に関わる情報モラル教
	育を実施していますが、ネット上のいじめ等の問題行動も見受けられること
	から、各校において家庭・地域と協力して粘り強く対応していく必要があり
	ます。

いじめ問題への対応については、学校支援コーディネーターによる訪問 支援を中心に学校体制づくりを行います。また、平成30年度よりSNSによ る相談窓口「STOPit」を導入したことに併せて電話相談窓口の「ストップ いじめ ならダイヤル」を24時間対応とする等、いじめ等に悩む児童生徒や 保護者がいつでも相談できる体制を整えています。加えて、いじめ対応教 員定例研修会等の積極的な実施や、弁護士等の専門家と連携することに より、いじめ問題に対する教職員の共通理解と指導力の向上を図っていきます。 さらに、社会環境の大きな変化に伴い、インターネットやSNSがもたらす 施策について 危険性を繰り返し子どもたちや保護者に伝えるとともに、情報を適切に活 用する能力や、正しく判断する能力を育成するための情報モラル教育の充 実を図ります。 今後も、生徒がいじめ問題を主体的に考える「ストップいじめ なら子ど もサミット」をはじめ、子どもたちの規範意識が育つ取組を学校の全ての教 育活動や家庭教育の中で進め、学校、家庭、地域と連携し、粘り強く実行し ていきます。

			いじめ防止対策推進事業	いじめ防止生徒指導課	
実	[施事業	担当課	いじめ問題相談事業 生徒指導推進事業	//	
			GIGA スクール構想実現事業	学校教育課	

1.児童生徒への支援体制の強化

項目	不登校児童生徒への支援	
	平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育	
	の機会の確保等に関する法律」が公布され、不登校児童生徒への支援につ	
	いて、学校に登校するという結果だけを目標とするのではなく、個別最適化さ	
	れた学習の保障や社会的自立を目指した支援を行っていくことが求められ	
現状と課題	ています。	
	本市における不登校児童生徒数は、平成30年度は377人、令和元年度	
	は 520 人と増加傾向にあります。また、不登校の原因や児童生徒の状況は	
	多様化・複合化しており、個々の児童生徒に合わせたよりきめ細かな対応と	
	安心できる居場所づくりが必要となっています。	
	教育センターでは、学習活動を中心とした支援を行う「適応指導教室	
	HOP」や、オンラインを活用した学習支援「Web HOP」に加え、体験活動を	
	中心とした支援を行う「(仮称)適応指導教室青山教室」(令和3年4月開	
	設予定)等を通して、不登校児童生徒一人ひとりの状態や課題に応じたき	
	め細かな対応と、学校や家庭と連携した支援を行っていきます。	
	また、不登校を未然に防止するため、不登校対応カウンセラーが市立学	
サダについて	校に巡回・訪問しています。校内だけでは対応が困難なケースにおいては、	
施策について	ケース会議に不登校対応カウンセラーが参加し、実態把握に努め、適切な	
	指導助言等、専門的な支援を行います。併せて、教員への指導支援及び校	
	内支援体制の充実として、教育相談コーディネーターや教職員を対象とした	
	研修内容の充実と受講機会の多様化を図ります。	

実施事業	担当課	不登校児童生徒サポート事業	教育支援·相談課
------	-----	---------------	----------

組を進めていきます。

今後、不登校児童生徒への支援については、行政と民間団体との連携した支援も重要となることから、協議会等の場を設け、関係団体と連携した取

1.児童生徒への支援体制の強化

実施事業 担当課 生徒指導推進事業

項目	虐待の早期発見
	近年、社会環境の変化に伴い、子どもを取り巻く問題は、多様化・複雑化
	しています。本市においては、家庭や学校と関係機関をつなぐ役割を担うス
	クールソーシャルワーカーや学校支援コーディネーターを教育委員会に配
1日小か 一部 間	置し、虐待をはじめとする様々な問題に対応しています。
現状と課題	虐待は不登校や低学力等の問題を誘発することから、その解決に向け、
	教育と福祉の連携・協働が不可欠です。虐待が疑われる早期の段階から、
	スクールソーシャルワーカーや学校支援コーディネーターの支援を受け、学
	校と関係機関が情報共有、協議を行い、迅速で適切な対応を行っています。
	教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、教職員には虐待
	を早期に発見する重要な役割が求められています。そのため、児童虐待や
	DV問題等の虐待に関する研修会への参加や校内研修を通じて、全ての教
	職員が、子どもの発する小さなサインを見逃さず、情報を共有して迅速な組
	織的対応ができる校内体制を構築しています。
施策について	また、事案を客観的に把握、検討し、情報共有を行うため、「緊急度アセ
一 ル東に ノいく	スメントシート」や「在宅支援アセスメント・プラニングシート」等を活用し、
	学校と関係機関の連携を強化していきます。
	さらに、虐待は子どもの権利をはく奪する許されない行為であることか
	ら、保護者や地域に向けて、児童虐待防止についての啓発活動を行うとと
	もに、本市に設置される「(仮称)奈良市子どもセンター」と連携を密にと
	り、より効果的な相談や支援を行います。

いじめ防止生徒指導課

1. 児童生徒への支援体制の強化

項目	「心のケア」等の支援体制	
	学校が、安心して楽しく通える魅力ある環境であるためには、常に子ども	
	たちの様子を捉え、心の変化を早期に発見し、早期対応、継続的支援を行う	
	必要があります。	
	本市においても、子どもたちの様々な心の問題は、学校や家庭だけでは解	
1日1771~38日足	決できないことも多く、一人ひとりの抱えている課題や悩みに応じてスクール	
現状と課題	カウンセラーが専門性を生かして対応しています。	
	また、不登校、友人関係、学習、就学、発達等に関わる様々な教育相談が増	
	加しているため、子どもたちや保護者に対するスクールカウンセラーによる継	
	続した「心のケア」と併せ、状況に応じて医療等の専門機関とも連携したサ	
	ポートを行っています。	
	本市では、スクールカウンセラーを、県費で配置されている中学校に加え、	
	市独自に小学校と高等学校へ配置することにより教育相談の充実を図って	
	います。	
	また、教育センターでは教育相談総合窓口を設け、教育相談にワンストッ	

施策について

社会環境の変化とともに、子どもたちの心理的不安要素が多様化・複雑化・長期化する中、教育相談体制の充実として、各学校のスクールカウンセラーや医療機関等との連携を更に深め、また、臨床心理士による教育相談を行う等、子どもたちへの支援と併せ、保護者や教員への指導支援に取り組んでいきます。

プで対応し、相談内容に応じた相談員が迅速に対応できる体制を整えています。

今後も、子どもたちや保護者一人ひとりの状況に応じて、きめ細やかに対応するとともに、安心した学校生活、家庭生活の維持・改善ができるよう学校、家庭、地域、教育センター、関係機関が連携して、子どもたちへの心理的支援の充実を図っていきます。

実施事業	扣水舗	青少年指導事業	 教育支援・相談課
大心于未	担当缺	不登校児童生徒サポート事業	,

1.児童生徒への支援体制の強化

外国にルーツを持つ児童生徒への教育	
今後、グローバル化の進展により、海外に在留した後に帰国した子ども	
や外国にルーツを持つ子ども等、日本語指導が必要な子どもの増加が見	
込まれます。海外における学習・生活体験を生かしつつ、学校生活に適応	
することができるよう支援を行う必要があります。	
本市においても在留する外国人の増加に伴い、学校に在籍する外国人	
の子どもの数も増加傾向にあります。また、日本国籍ではあるが日本語能	
力が十分でない子どもも一定数在籍し、日本語指導が必要な子どもの数	
は増加傾向にあります。	
こうした子どもたちの学びの場や進路が閉ざされることのないよう、日本	
で育った同年齢の子どもたちと同等の語彙力を身に付け、学習を理解する	
ための支援が不可欠です。	

	日本語指導を必要とする子どもたちが、日常会話はもちろんのこと、学習
	を理解するために必要な「読む」「書く」能力を向上させ、授業を理解し安
	心して学校生活を送ることができるよう、子どもたちの状況に応じて学習支
	援を行う日本語指導員を派遣します。
	また、日本語指導コーディネーターが学校を訪問し、授業参観を行い、日
施策について	本語指導員や管理職、担任と面談を行いながら、児童生徒の状況を把握
	し、具体的な支援方法の検討や助言を行います。
	今後も増加することが予想される日本語指導を必要とする子どもたちに
	対応するため、日本語指導担当者会を開催し、指導者の能力向上を目指
	すとともに、外国にルーツを持つ子どもたちの多様な状況に対応できるよ
	う、ICTも活用しながら日本語指導を含むきめ細かな支援を実施します。

生徒支援教員経費	実施事業 担当課
----------	----------

1.児童生徒への支援体制の強化

実施事業

が多くあります。 本市における就学援助費の受給率は、平成29年度は12.4%、平成30年度は12.3%でした。令和元年度は総児童生徒数22,967人に対し、要保護現代と課題 108人、準要保護2,719人、受給者数の合計は2,827人、受給率は12.3%と、受給率は横ばいで推移しています。 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、継続して支援していくとともに、申請漏れのないよう制度の周知を行う必要があります。 学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、安心して学習できる環境を整備し、教育の機会均等を図るために学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費等の就学に必要な費用を援助します。 就学援助制度の周知としては、ホームページやしみんだよりに掲載するとともに、学校を通じて全家庭に案内の配布を行います。また、前年度の受給	項目	就学援助
が多くあります。 本市における就学援助費の受給率は、平成29年度は12.4%、平成30年度は12.3%でした。令和元年度は総児童生徒数22,967人に対し、要保護 108人、準要保護2,719人、受給者数の合計は2,827人、受給率は 12.3%と、受給率は横ばいで推移しています。 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、継続して支援していくとともに、申請漏れのないよう制度の周知を行う必要があります。 学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、安心して学習できる環境を整備し、教育の機会均等を図るために学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費等の就学に必要な費用を援助します。 就学援助制度の周知としては、ホームページやしみんだよりに掲載するとともに、学校を通じて全家庭に案内の配布を行います。また、前年度の受給者に対して申請書を郵送で届けることにより、申請漏れがないよう周知の徹		
れる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、安心して学習できる環境を整備し、教育の機会均等を図るために学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費等の就学に必要な費用を援助します。 就学援助制度の周知としては、ホームページやしみんだよりに掲載するとともに、学校を通じて全家庭に案内の配布を行います。また、前年度の受給者に対して申請書を郵送で届けることにより、申請漏れがないよう周知の徹	現状と課題	本市における就学援助費の受給率は、平成29年度は12.4%、平成30年度は12.3%でした。令和元年度は総児童生徒数22,967人に対し、要保護108人、準要保護2,719人、受給者数の合計は2,827人、受給率は12.3%と、受給率は横ばいで推移しています。 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、継続して支援していくとともに、申請漏れのないよう制度の周知を行う必要があり
	施策について	れる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、安心して学習できる環境を整備し、教育の機会均等を図るために学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費等の就学に必要な費用を援助します。 就学援助制度の周知としては、ホームページやしみんだよりに掲載するとともに、学校を通じて全家庭に案内の配布を行います。また、前年度の受給者に対して申請書を郵送で届けることにより、申請漏れがないよう周知の徹

教育総務課

担当課 要·準要保護児童生徒就学援助事業

2. 自他を尊重し、認め合える教育の推進

項目	人権教育
	本市では、一人ひとりの命の尊さや人としての権利が侵されることなく、
	誰もが大切にされる社会を築いていくため、学校、家庭、地域が連携しなが
	ら人権教育を進めています。
	しかしながら、人権に関する法整備が進む一方で、障害のある人や外国
	人、高齢者に関わる問題等、依然として様々な人権課題は解決されていま
現状と課題	せん。また、性的マイノリティを取り巻く社会環境や、情報化の進展等に伴う
	インターネット上での誹謗中傷等、新たな人権課題も生じています。
	全ての人々の人権が真に尊重される自由で平等な差別のない社会を実
	現するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、
	多様化する人権課題を正しく理解するとともに、人権感覚の向上や自尊感
	情の向上を目指す人権教育の充実がますます重要となっています。

	学校教育においては、あらゆる教育活動を通して児童生徒の自尊感情
	や規範意識を高めながら、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする
	意識や意欲、態度を育成するため、子どもたちの発達段階に応じた人権教
	育を推進しています。その中で、子どもたちが人権の意義やその重要性に
	ついて正しく理解し、自他の人権の大切さを認め、人権課題の解決に向け
	た具体的な態度や行動へつなぐことができる人権感覚を育みます。
施策について	また、子どもたちが、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見、インタ
	ーネット上の人権侵害、感染症に関する差別や偏見等、多様化・複雑化す
	る今日的な人権課題についても対応できる資質や能力を身に付けること
	 ができる人権教育を実施します。
	│ │ さらに、人権教育の推進にあたっては、教員の人権意識や実践的な指導
	│ │ 力を養うことが重要であるため、人権教育に関わる課題についての研修や
	 実践交流を行います。
	I

実施事業	扣水細	人権教育研究事業	学校教育課
天心争未	担ヨ硃	人権教育推進事業	子仪狄月砞

3. 学校、家庭、地域の協働による取組の推進

項目	家庭教育支援
	核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化等を背景とする社会
	の急激な変化により、子育てについて不安や悩みを抱える保護者が増加し
	ています。そのため、学校、家庭、地域及び行政が信頼と協力関係で結ばれ
現状と課題	た、家庭教育や子育てを支援する体制づくりを推進する必要があります。
	また、子どもたちの社会性を育み、健全な成長を促していくため、学校、家
	庭、地域及び行政の連携を更に強化し、地域ぐるみで子どもたちを支える必
	要があります。
	家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかり築
	くことが、子どもたちの育ちを支えることになります。
	公民館において、平成 29 年度から実施している「子どもの発達や子育て
	に関する講座」や、「親子の交流イベント」等の家庭教育の講座やイベント等
	の「家庭教育サポートネットワーク支援事業」をより充実させることで、子育

施策について

題の解決や、家庭の教育力の向上を図ります。 また、子育てや家庭教育の実情や課題は、各家庭や地域によって異なっていることから、積極的に地域の人材や資源を活用した支援活動を充実させることにより、子どもたちの社会性を育み、健全な成長を促していきます。

てに不安や悩みを抱える保護者をサポートし、子どもや家庭を取り巻く諸問

さらに、公民館が家庭教育支援の情報発信源となることで、地域全体で 子育てをする気運の向上を図ります。

実施事業	課家庭教育推進事業	地域教育課
------	-----------	-------

3. 学校、家庭、地域の協働による取組の推進

項目	地域コミュニティ

現状と課題

自覚し、連携・協働して子どもたちの健全育成を目指していく必要があります。 本市では、平成 20 年度から、各中学校区に地域教育協議会を組織し、 地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりを進めています。また、平成 22 年度から、学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組む学校運営協 議会を順次設置し、地域と共にある学校づくりを進めています。しかし、活動 の担い手である地域人材が固定化、高齢化しており、新たな人材の確保が 課題となっています。

地域社会のつながりの希薄化による地域教育力の低下や、学校が抱える様々な教育課題等を解決し、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくことが必要です。そのため、学校、家庭、地域が自らの役割や責任を

施策について

子どもたちの健全育成を図るため、地域人材を発掘し、学校と地域をつな ぐネットワークを構築することで、学習支援、部活動支援、登下校安全確保、 校内美化等の環境整備、学校と地域の合同行事等の活動を行います。

また、地域で決める学校予算事業と放課後子ども教室推進事業からなる 地域学校協働活動と学校運営協議会制度を一体的に推進し、子どもたち の教育活動の充実を図ります。さらに、地域づくりを行う組織である地域自 治協議会との連携を深め、機能的につながることで、地域教育力の向上と、 地域コミュニティの活性化を図ります。

今後も、新たな地域人材の確保に努め、「地域全体で子どもを守り育てる」という意識のもと、活動の継続性を保ちながら、地域の未来を担う子ども たちを育成する活動を推進します。

		コミュニティ・スクール推進事業	
実施事業	担当課	地域で決める学校予算事業	地域教育課
		放課後子ども教室推進事業	

4. 教職員への支援体制の充実

項目 学校の経営、運営体制への効果的な支援

現状と課題

学校現場では、特別支援教育の充実、外国にルーツを持つ児童生徒への対応、いじめ等生徒指導上の諸課題への対応、ICT の活用をはじめ、多様化・複雑化する課題への対応が求められており、教員に求められる期待や役割は拡大しています。その結果が、教員の長時間勤務という形となって現れ、アンケート結果からも時間的・精神的な負担を感じている教員が多くなっています。教員が授業に集中できるよう、外部人材を活用し、教員の負担を軽減した上で、学校の運営体制を強化し「チームとしての学校」として、教育課題に対応する必要があります。

学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、様々な教育課題への対応を迫られる中、各学校の課題の解決を図るため、業務の見直しを行うとともに外部人材を派遣、配置します。

施策について

教員が授業以外の業務で負担と感じている事務作業を軽減し、児童生徒と向き合う時間を増やすことで、教育活動の充実や教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図っていくことを目的に、授業の準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを配置します。また、児童生徒への授業補助を通して教育活動を円滑に実施するために、教育専門職を目指す学生を学校サポーターとして派遣します。

特別支援教育やインクルーシブ教育に対応する特別支援教育支援員、いじめや不登校等の教育課題に対応するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、部活動指導の負担を軽減する部活動指導員、外国にルーツを持つ児童生徒に対応する日本語指導員等の学校現場での各種課題に対応できる多様な外部人材を活用し、学校の経営、運営体制を支援していきます。

		学校経営・学校運営支援事業	教職員課
		 特別支援教育支援員経費	"
+4+	Lm Jy Am	学校教育活動支援事業	学校教育課
実施事業	担当課	児童·生徒支援教員経費	//
		生徒指導推進事業	いじめ防止生徒指導課
		青少年指導事業	教育支援·相談課

4. 教職員への支援体制の充実

項目	教員の研鑽	
L		
	社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な社会の中を生きていく子	
	どもたちには、目の前の事象から解決すべき課題を見いだし、主体的に考	
	え、協働的な議論を通して、納得解を生み出していく力が求められていま	
現状と課題	す。また、教員には、社会状況の変化とともに、タブレット端末の導入により	
現仏 C 課題	「学び」のあり方も多様化し、子どもの発達や学習状況を客観的に把握し、	
	一人ひとりの可能性を伸ばしていく指導力が求められています。	
	学校現場では若手教員の割合が増加し、教員の世代交代が進む中、べ	
	テラン教員の指導技術の継承とミドルリーダーの育成も必要となっています。	
	学習指導要領では、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、主体的	
	な学習が促されるよう工夫することが求められており、個別最適化された学	
	びと協働的な学びの往還を通した学びの実現が必要です。さらに、様々な	
	教育データを活用し、客観的な視点を持って、きめ細かな指導、支援を行っ	
	ていく必要もあります。	
	このような教育の実現を目指し、教員のキャリア段階に応じた研修(初任	
	者研修、中堅教諭等資質向上研修、職階に応じたエキスパート研修)や、	
施策について	教科教育等の資質能力向上を目的としたスキルアップ研修等を実施しま	
	す。また、従来から実施している集合型の研修と個別訪問型の研修に加え、	
	研修機会の確保と効果的・効率的な実施ができるよう WEB を活用した研	
	修の充実を図り、教員一人ひとりが自ら研鑽を積むことができるよう行って	
	いきます。さらに、一人1台のタブレット端末を学習ツールとして効果的に活	
	用できるよう各研修に取り入れ、指導スキル向上を図ります。	
	加えて、地域や学校のニーズに合わせ、教員に必要とされる指導力を育	
	成するため、校内 OJT の充実も図っていきます。	

ミ施事業 担当

4. 教職員への支援体制の充実

施策について

項目	校務における ICT 環境
	本市では校務における ICT 環境として、児童生徒のアクセスを遮断した
	安全な校務系ネットワークと、仮想ブラウザによる校務情報系ネットワーク
	を提供しています。このことにより ICT に不慣れな教員であっても、校務に
	おいて安全に ICT を活用できています。
	平成 29、30 年度文部科学省「統合型校務支援システム導入実証研究
	事業」について奈良県域として採択され、本市は令和2年度より県域統合
現状と課題	型校務支援システムの本格運用を実施しています。
	今後も校務において安全に ICT の活用を行うためには、教職員の情報
	リテラシーの向上が重要であり、ICT の技術的スキルに加え、情報の取扱

や浸透の手法の確立が課題となっています。

応も踏まえた環境を構築していきます。

いに対する意識の向上が求められます。 また、技術的な変化の激しい分野であることと、次世代を担う子どもたち の教育環境の維持を踏まえると、時流に対応した教職員への研修の実施

本市のネットワーク環境について、GIGA スクールに対応した校務系、教育系ネットワークといったセキュリティを確保した環境を維持しながら、新しい生活様式に完全対応するべく、オンラインを活用した学習支援等への対

県域統合型校務支援システムを活用することで、教員の業務が効率化されるとともに負担が軽減され、子どもたちと向き合う時間が確保されます。また、このシステムは、令和5年に奈良県内全市町村の参加が予定されており、高校入試及び高校進学事務の効率化が図られることから、継続して運用する予定をしています。

学校関係者は、教職員や児童生徒、保護者、地域等、多岐にわたり、今後多様な人材の協力を得ていくためにもインターネット等のネットワークを利用することが予想されます。このような状況に対応できる新たなセキュリティ対策方針への転換を図り、社会に開かれた学校にふさわしい情報基盤を実現し、だれもが安心して安全に利用できる環境を実現していきます。

実施事業 担当課 学校 ICT 環境整備加速化支援事業 学校教育課

4. 教職員への支援体制の充実

項目	大学との連携
現状と課題	探究的な学びや、多様な人々と協働した学び等、これからの学校教育に 求められる学びの推進、また、教員の役割や業務が多様化する中で複雑化 した教育課題に対応する教員への支援を推進していくため、高度な専門性 を持つ大学との連携が必要です。 本市では、「連携協力に関する協定」を 10 大学と締結し、教育活動の 様々な場面で連携を図っています。 今後、学校が抱える複雑化した教育課題にきめ細かに対応するために も、大学との連携による支援体制の充実が求められています。
施策について	教職員を対象にした研修に講師として大学教員を招き、専門的見地からの示唆や助言を通して、教職員の資質向上を図ります。また、大学生を学校サポーターとして市立学校園に派遣することで、教員を目指す学生に、学校現場を知る有意義な機会を提供するとともに、大学生による児童生徒の教育活動への指導補助を通して、円滑な教育活動の実施や子どもたち一人ひとりへのきめ細かな支援を充実させます。さらに、高大連携の視点での専門性のより高い教育活動への取組や、市立一条高等学校附属中学校開校による中高が連携した教育課程の実践、GIGA スクール構想の取組推進等、様々な場面で大学からの助言を通して、子どもの学びを支える体制の充実を図ります。これら教職員への支援体制の充実等を通して、より効果的で持続可能な教育活動が行える学校づくりを目指し、各大学との連携を更に深めていきます。

実施事業	担当課	学校教育活動支援事業	学校教育課
------	-----	------------	-------

1.子どもの健全育成の推進

項目	バンビーホーム
	本市では、市内全 43 小学校区で放課後児童健全育成事業(バンビー
	ホーム)を実施し、保護者が仕事等の事情で留守をしている間も安心して
	過ごせる場所の提供を行っています。
	バンビーホームに求められる保育内容は多様化・複雑化しており、安定し
19 作 / 細胞	た保育の提供と保育の質の一層の向上のため、職員の専門性や資質の向
現状と課題	上が求められています。
	また、少子化に伴い児童数が減少する一方、保育のニーズは高まってお
	り、利用児童数は増加しています。児童にとって安全・安心な保育環境を整
	えるため施設整備を行い、施設の狭あい化や老朽化を解消する必要があ
	ります。

	職員の資質向上のため、本市独自の研修の実施、外部研修の情報提供
	と併せて、教員 OB が巡回支援員として各バンビーホームを訪問し、保育に
	関する指導を行っています。また、様々な課題や背景等を抱えた児童の状
	況に応じた保育を行うため、作業療法士がバンビーホームへ出向き、児童
	の状況を把握し職員に個々の児童との関わり方や保育方法等のアドバイ
	スを行っています。職員がより一層児童の特性を理解し、創意工夫を図りな
	がら、更なる保育の質の向上に取り組みます。
施策について	また、子どもたちに学習習慣を身に付けさせるための放課後子ども教室
	との連携や、小学校の長期休業期間に実施している昼食の提供等、今後も
	子どもたちの健全育成と保護者の負担軽減に努め、保護者がゆとりを持っ
	て児童に向き合い、働きながら子育てしやすい環境を提供します。
	バンビーホームの利用児童数の増加に伴う施設の狭あい化や老朽化に
	ついては、平成 28 年度以降、年間3施設から6施設のバンビーホームの増
	改築を実施しています。今後も各施設の状況や保育ニーズの動向を注視し
	ながら、計画的に整備を進めます。

実施事業 担当課

1. 子どもの健全育成の推進

項目	放課後子ども教室	
	核家族化の進行や、共働き家庭の増加等子どもを取り巻く環境は大きく	
	変化しています。そのため、子どもが小学校に入学した後も、仕事と子育てを	
	両立できる環境を整備し、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごす	
	ことができる居場所づくりが求められています。	
1日 177 ~ 3日 日足	本市では、これまで実施してきた「子ども居場所づくり事業」を「放課後子	
現状と課題	ども教室推進事業」に統合し、地域学校協働活動の一環として、地域で子	
	どもを守り育てる体制づくりを推進してきました。今後は、子どもの主体性を	
	尊重し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る必要がありま	
	す。また、その活動の担い手である地域人材が固定化・高齢化していること	
	から、新たな人材の確保も課題となっています。	
	「放課後子ども教室推進事業」は市内全43小学校区で実施しており、地	
	域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化活動のほか、地域住民と	
	の交流活動等を行っています。	
	学習支援の取組として、大学生が参画した工作動画等の配信や、専門知	
	識を持った保護者や地域住民によるプログラミング教室の実施等 ICT を活	
	用した取組を行ってきました。	
	一人 I 台のタブレット端末が配布され、放課後子ども教室においても ICT	
施策について	を活用した個に応じた学習支援の重要性が高まっています。今後はオンライ	
	ンを活用した学習等、子どもたちのニーズに合った支援の充実を図ります。	

実施事業	担当課	放課後子ども教室推進事業	地域教育課
------	-----	--------------	-------

げていきます。

また、学習面の活動だけでなく、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境を整えるため、空き教室や体育館、校庭、近隣の公民

さらに、新たなニーズに合った支援を行う等、様々な活動の充実を図るため、大学生等、新たな人材を積極的に活用し、子どもたちへの支援の輪を広

館等の施設を活用し、スポーツや文化活動等の充実を図ります。

2. 子どもを見守り育む支援の充実

項目	通学路の安全対策
	本市では、平成 24 年度から学校、保護者、地域等と合同で通学路の点
	検を行ってきました。
現状と課題	点検を行い対策が必要な危険箇所については、警察や道路管理者等の
がいて味風	各関係機関と連携を図りながら順次対策を講じています。
	今後も通学路の点検を行い、未対策箇所について、児童生徒が安全に
	安心して登下校できるように通学路を計画的に整備していく必要があります。
	平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで
	発生したことから同年7月に各小学校の通学路において緊急合同点検を
	実施し、順次対策を講じてきました。
	関係機関の連携体制を構築し、引き続き、通学路の安全確保に向けた
	取組を行うため、平成 26 年 11 月に奈良市通学路安全推進協議会を設
	置し、「奈良市通学路交通安全プログラム」を策定しました。
施策について	本プログラムにおいては、本市の小学校を ABCD の4ブロックに分け、2
	ブロックごとに隔年で通学路の合同点検を実施し、点検実施年度の翌年
	度から安全対策を実施しています。
	今後も通学路の安全を確保するため、本プログラムに基づき、関係機関
	が連携して合同点検や安全対策を実施するとともに、対策実施後に効果を
	検証し、対策の改善や安全対策に努めることにより、通学路の安全性の向
	上を図っていきます。
i l	

実施事業	担当課	交通安全教育推進事業	教育総務課
大儿子木	1===	入巡文工机日证延手术	报 月 1001万 6 木

2. 子どもを見守り育む支援の充実

項目	安全・安心な環境づくり	
----	-------------	--

域の方々や保護者、学校職員が登下校時を中心に実施する子ども見守り活動が定着してきています。毎年 | | 月には、平成 | 6 年に起こった小学校女子児童誘拐殺害事件を風化させないよう、その決意を確認する場として「子ども安全の日の集い」を開催しています。

本市では、毎月 17 日を「子ども安全の日」と定めたことを機会として、地

現状と課題

さらに、保護者や地域の方々に子どもの安全・安心に関する情報を配信することを目的として「なら子どもサポートネット」(令和元年度登録者 18,757 人)を運用しています。可能な限り全家庭の加入を目指し、加入率を更に上げていくことが課題となっています。

防犯については、「防犯ブザー」の配付や地域と連携した「子ども安全の 家」標旗(令和元年度 4,533 件)の設置を行っています。

安全·安心な環境づくりの取組として、地域の方々や保護者、学校職員が、登下校時を中心に見守り活動を実施しています。

また、毎月 17 日には、教育委員会事務局において「なら子ども守り隊」 を編成し、青色防犯パトロールを実施するとともに、緊急時には警察や関係 機関と連携した対応を行います。

施策について

「なら子どもサポートネット」については、学校や関係機関と連携して不審者情報をはじめとする子どもの安全・安心に係る情報を速やかに配信するとともに、「登下校見守りシステムツイタもん」の運用、登下校時の所在確認や災害時等の緊急連絡手段の用途に限定した携帯電話の学校への持ち込み等、子どもたちが安心して通学し、地域で過ごすことができる環境づくりを推進します。また、子どもたちがインターネットや SNS を通じた事件に巻き込まれないよう、情報モラル教育の充実を図ります。

「子ども安全の家」標旗については、緊急時に子どもが駆け込める場所 の確保と、不審者が立ち入りにくい地域の雰囲気を高めるため、新規の設 置や経年劣化による交換を適宜行います。

実施事業 担当課 子ども安全推進事業 いじめ防止生徒指導課

3. 幅広い世代や地域の交流

項目	公民館の活用
	公民館の利用者の多くが高齢者であり、若者等の利用が少ない状況で
	す。人生 100 年時代と言われる中で、公民館が若者から高齢者まで幅広い
	世代にとって、いつでも気軽に利用でき、地域の交流につながる市民の拠点
	となる必要があります。
	少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりの希薄化や地域の教育
現状と課題	力の低下が課題となっています。また、近年の社会的要因により、生きづらさ
	を感じている若者が増加しており、「青年教育の充実」や「若者支援の取
	組」を行う必要があります。
	そのためには、公民館の利用者を増やし、多様な利用者同士の交流を図
	ることで、地域住民が互いに協力し、地域の身近な課題を自らの手で解決
	することができる環境を整備する必要があります。
	公民館の若者の利用促進を図るため、若者から高齢者まで幅広く参加し
	ている「奈良ひとまち大学」や、小学生から大学生までが一緒に企画運営

公民館の若者の利用促進を図るため、若者から高齢者まで幅広く参加している「奈良ひとまち大学」や、小学生から大学生までが一緒に企画運営し、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベントである「子ども奈良CITY」等の魅力ある取組を更に充実させます。 また、公民館が生涯学習の拠点となり、だれもが自由に学ぶことができるよう、ICT環境を整備し、公民館同士の交流や、オンライン講座の開催等、新しい公民館活動を推進していきます。 これらの取組を奈良市社会教育推進計画と整合性を図りながら推進し、幅広い世代や地域住民が気軽に交流でき、地域の拠点となる公民館づくりを行うことで、「人づくり」、「地域づくり」、「絆づくり」を推進します。さらに、障害のある人もない人も、気軽に公民館を利用することができる環境や、全ての市民が共に学ぶことができる場を提供し、誰もが地域社会の一員として社会とつながることができる機会の充実を図ります。

実施事業	扣水϶	公民館運営管理事業	地域教育課
	担当缺	奈良ひとまち大学開催事業	

4. 人間性豊かに育つ読書環境の充実

項目 図書館の充実

現状と課題

読書活動は、子どもが言葉を学び、表現力を高め人生をより豊かに生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものの一つです。

しかし、情報メディアの普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成等により、子どもの読書離れが課題となっていることから、本を読む習慣を身に付け、物事を調べる習慣を確立させる必要があります。

本市では、電子図書館を構築することにより、新たな読書機会の創出を 図っています。また、予約図書の受取コーナーや自動返却機を導入すること により、非接触での図書の受渡しを可能とし、アフターコロナの社会にも対 応した安全・安心な図書館づくりを行っています。

市立図書館では、定期的に読み聞かせやブックトーク等を行い、子ども に本の楽しさを伝え、活字離れに歯止めをかけ、生涯にわたり自主的自発 的に読書する習慣を身に付ける活動を行っています。

施策について

また、学校図書館の活性化を図るため、市立図書館から市内全小中学校に図書館司書を派遣しています。図書館司書は、本を読む習慣を身に付けさせるため、様々な本を紹介して読書の楽しさを子どもたちに伝えています。また、司書教諭や担当教員と相談して授業のねらいに沿った資料準備を行い、子どもたちが学習に対して興味関心を持てるよう工夫をしています。このように、司書教諭と協働しながら学校図書館の活性化に向けた取組を実践・検証し、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の主たる3機能の充実を図ります。

さらに、社会教育施設である図書館の機能を充実させるため、令和2年度から開始した電子書籍の貸出サービスについて、今後も電子書籍の数を増やし、市民の多様なニーズに応えるとともに、子どもたちが気軽に本を読むことが出来るよう、電子図書館のより一層の充実を図ります。

実施事業	担当課	読書活動推進事業 図書館管理事業	中央図書館
		移動図書館管理事業 図書館資料購入事業	"
		学校図書館支援事業	"
		小中学校運営管理事業	教育総務課